

令和5年度 連絡協議会の取組結果について

令和5年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和6年2月2日（金）

2. 今年度の取組一覧

令和5年度の広報活動の実施内容

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容	実施主体	
荷主	荷主への説明会等を活用した周知啓発活動及びアンケート調査の実施	①	(建設業団体) 日本建設業連合会関西支部 PC建設業協会関西支部 大阪建設業協会 京都府建設業協会 兵庫県建設業協会 大阪府鉄構建設業協同組合 京都府鉄構工業協同組合 兵庫県鉄工建設業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 荷主団体を通じて、各荷主事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼の実施 近畿運輸局と連携を図りながら、関係団体が開催する講習会等の場において、「荷主勧告制度」についての周知機会確保の働きかけの実施(関係団体に要請を行ったが、結果として未実施) 	建設業団体事務局	
			近畿地区建設工事安全対策推進協議会 建設工事安全協議会	<ul style="list-style-type: none"> 直轄工事に関しては「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」において、関係建設事業者への啓発活動の働きかけの実施 直轄工事以外の工事に関しては、兵庫労働局及び京都労働局に対し、大阪労働局と同様に管内各労働基準監督署へのチラシの配布等の啓発支援の働きかけの実施(管内労働基準監督署へのチラシ配布及び巡回指導の際に現場でのチラシ配布) 直轄工事受注業者に対して、直轄の各道路関係事務所の「工事安全対策協議会」を通じて、各工事現場等にポスター掲示及びチラシ配布の啓発活動依頼の実施(大阪国道事務所、京都国道事務所、兵庫国道事務所の直轄の工事現場にチラシ配布) 	事務局	
クレーン事業者	周知啓発活動及びアンケート調査の実施	②	全国クレーン建設業協会大阪支部 全国クレーン建設業協会兵庫支部	<ul style="list-style-type: none"> 大阪支部及び兵庫支部を通じて、各クレーン事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼の実施 5年周期の安全衛生法に基づく、オペレータ講習会で映像資料の視聴及びアンケート調査の実施の検討 	クレーン協会事務局	
運送事業者	機関誌掲載及びアンケート調査の実施	③	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 2府1県のトラック協会の機関誌等へ連絡協議会広報活動をPRする記事を掲載、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せてアンケート調査についての協力依頼を実施 	トラック協会事務局	
	整備管理者研修を活用した周知・啓発活動とアンケート調査の実施	④	各運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼の実施 	各運輸支局	
	運行管理者講習時等を活用した周知啓発活動度及びアンケート調査の実施	⑤	近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼の実施 	近畿運輸局	
	事業者・ドライバー等への啓発活動	⑥	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 現地取締時や車両制限令違反者を対象とした講習会でチラシ・ティッシュ配布の実施 	道路管理者	
	研修の実施		⑦	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会 全日本港湾労働組合関西地方本部	<ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け研修及びアンケートの実施(Gマーク研修)(3/4実施予定) 近畿地方整備局職員を講師として兵庫県トラック協会の会員事業者向け意見交換会の実施(特車通行制度の研修会9/15) 近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け情報提供の実施(説明会等の依頼がなかったため、結果として未実施) 	トラック協会事務局
	社会一般	ラジオCM	⑧	FM 802	<ul style="list-style-type: none"> 40秒CMをFM802を2日間 合計12回実施し、後日、WEBアンケート調査による効果検証の実施(11/10~11) 	事務局
WEBアンケート調査		⑨	<ul style="list-style-type: none"> 社会一般向けラジオCMの効果検証並びに特車制度の認知度調査の実施 		事務局	
全体	広報イベント	⑩	インフラメンテナンス国民会議 建設技術展 トラックの日等	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会委員が関係するイベント等において、パネル展示や社会一般用啓発資料の放映、チラシ・ポケットティッシュを配布すると共に、アンケート調査の実施。(インフラメンテナンス国民会議・建設技術展で実施) トラックの日の「トラックフェスタ」において、府県会場でのチラシ配布の実施(大阪府、京都府、兵庫県の各会場で実施) 	事務局 トラック協会	
	ポスターの掲示 チラシの配布	⑪	-	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会委員が所管の事務所等で一齐に掲示・設置 大型車のドライバーに対して、利用する直轄の一般国道沿線の「道の駅」やSA等の道路情報コーナーにおいて、施設管理者と連携し、ポスター掲示・チラシ配布・広報用映像資料による啓発活動の実施(直轄国道の「道の駅」25箇所にてチラシ配布) 協議会の一般・荷主用チラシの改定及び特殊車両通行違反における罰則を記載したチラシ作成の実施(チラシ3種類作成) 	各委員 事務局	
	連絡協議会 ホームページ掲載		⑫	近畿地方整備局ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方整備局ホームページに掲載 関係道路管理者と連携し、常日頃実施している取締り状況の情報提供(前年度実績)、行政処分事例及び重大事故情報の協議会ホームページへの掲載の実施 協議会ホームページへのリンクを協議会委員の各ホームページへ掲載依頼し、協議会ホームページへのアクセス拡大の検討 	事務局
運送事業者	合同取締	⑬	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・京都府・兵庫県において合同取締りの実施 	道路管理者	

2. 今年度の取組一覧

令和5年度連絡協議会の取組み

実績

活動計画	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
連絡協議会											□		計画通り
総括ワーキンググループ				第1回 総括WG ▷							第2回 総括WG ▷		計画通り
■ 関係団体へ個別説明 啓発活動		▶											計画通り
① 荷主説明会等						(未実施)							未実施
③ 運送事業者機関誌													計画通り
④ 整備管理者研修													計画通り
⑤ 運送事業者等啓発													計画通り
⑧ ラジオCM													計画通り
認知度調査													計画通り
①～⑦ 荷主、クレーン・ 運送事業者アンケート 調査													計画通り
⑨ WEBアンケート調査													計画通り
各委員等の取組													計画通り
⑩ 広報イベントへ参画													計画通り
⑪ ポスターの掲示等													計画通り
連絡協議会HP													計画通り
⑫ 連絡協議会HP	▶												計画通り
⑬ 合同取締													計画通り
													合同取締 ▷

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.③ 機関誌掲載

【大阪府トラック協会 機関誌掲載】

連絡協議会のチラシを「トラック広報」11月号のP 12~13に見開きで掲載して頂き、会員企業の皆様に、大型車通行適正化への協力依頼を実施して頂きました。

【兵庫県トラック協会 機関誌掲載】

連絡協議会の活動PRと特車制度の啓発記事を「兵ト協ニュース」12月号のP 3に掲載して頂き、会員企業の皆様に、大型車通行適正化への協力依頼を実施して頂きました。

11月号
2023.Nov. vol.1719

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE
トラック広報

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会からのお知らせ

近畿地方整備局からのお知らせ
大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施
国土交通省近畿地方整備局

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!」を統一メッセージに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、昭和30年代後半から、昭和45年の大阪万博の頃に建設され、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあるとされています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、重量超過車両の割合は、3割程度の幅ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

大阪府トラック協会の会員企業様の皆様におかれましては、この取り組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご視聴して頂いたうえで、アンケートにご協力をお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪府、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オブザーバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

HTA
兵ト協ニュース
NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION Vol.449

TOPICS

主な記事
●積込先、配達先で回りごと、ありませんか、情報ください
●令和5年度第2回運行管理者試験実施のご案内
●今月のテーマ「車両の運転方法について」

主な同封物
●トラック運行管理者手帳 2024

近畿地方整備局
大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!」を統一メッセージに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、昭和30年代後半から、昭和45年の大阪万博の頃に建設され、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあるとされています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、重量超過車両の割合は、3割程度の幅ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

兵庫県トラック協会の会員企業様の皆様におかれましては、この取り組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご視聴して頂いたうえで、アンケートにご協力をお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪府、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オブザーバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.③ 運送事業者へのアンケート調査 実施方法

【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会が発行する機関誌「トラック広報」の11月号に特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査票及びチラシを同封していただき会員企業の皆様への協力をお願いしました。

【兵庫県トラック協会】

兵庫県トラック協会が発行する機関誌を会員事業者へ配布する際に、一般向けチラシとアンケート用紙を同封し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力をお願いしました。

【京都府トラック協会】

京都府トラック協会が発行する機関誌を会員事業者へ配布する際に、事務局からのアンケート調査協力依頼文とアンケート用紙及び一般向けチラシを同封し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力をお願いしました。



3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.④⑤⑥ 運送事業者へのチラシの配布等及び事業者・ドライバー等への啓発活動

④⑤ 運送事業者に対する近畿運輸局及び運輸支局の取組み

実施項目	実施時期	実施内容	備考
整備管理者研修時の広報用チラシの配布	令和4年11月 ～ 令和5年1月	整備管理者研修(合計90回)において、一般向け広報用チラシを配布	

⑥ 各道路管理者で特殊車両取締時や車両制限令違反者を対象者とした講習会において、チラシを配布して頂きました。



取締時におけるチラシ等の配布状況



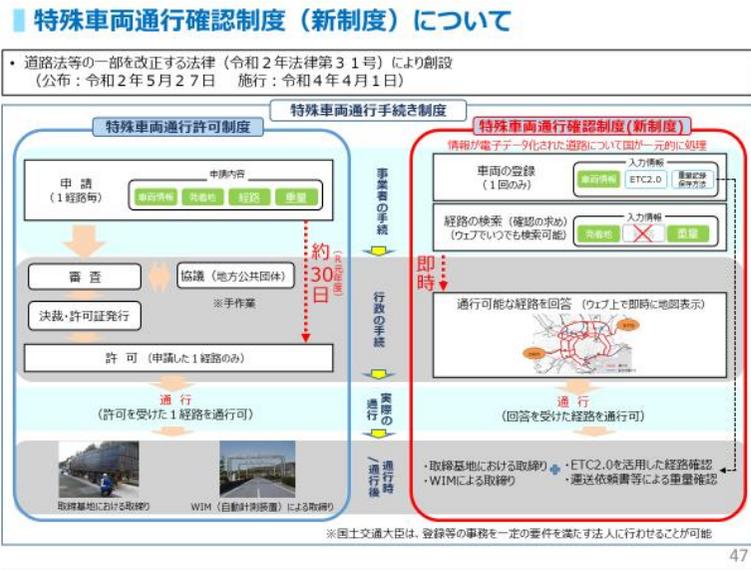
3. 取組の紹介（研修において映像資料の視聴とアンケートの実施）

NO.⑦ 研修の実施（9/15実施）

（一社）兵庫県トラック協会の主催により、「特殊車両通行制度について」をテーマに、近畿地方整備局を講師として、加盟事業者を対象に特殊車両の通行許可制度に関する研修会を実施（9/15）

特殊車両通行制度について

令和5年9月15日（金）
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会



3. 取組の紹介（研修において映像資料の視聴とアンケートの実施）

NO.⑦ 研修の実施（3/4開催予定）

大阪府トラック協会において、近畿運輸局・近畿地方整備局を講師として、大型車の安全走行・通行適正化に関する研修会を3/4に実施予定 **<Gマーク加点対象研修>**

《トラック運送事業者の安全対策・事故防止および法令遵守と通行適正化推進セミナー》のご案内

開催日時 令和6年3月4日（月）
午後2時00分から午後4時00分

開催場所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
（大阪市城東区鳴野西2-11-2）

内容
○「トラック運送事業者の安全対策と事故防止」の推進（約1時間）
○「トラック運送事業者の法令遵守と通行適正化」の推進（約30分）
○ アンケート記入（10分程度）

講師 国土交通省近畿運輸局 自動車監査指導部 ご担当者
国土交通省近畿地方整備局 道路部 ご担当者

定員 100名

申し込み締め切りその他
・本セミナーの受講で翌年度Gマークの加算対象となります。
・1事業所（営業所）の定員は1名となります。
・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



申込み方法
HP（<https://www.truck.or.jp/publics/index/238/>）
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

大阪府トラック協会機関誌「トラック広報」R6年1月号 案内文掲載

大型車に係る安全対策と事故防止の推進について

近畿運輸局 自動車監査指導部

利用にあたっての主な
●検索可能な経路は情報提供の登録申請に照らされ検索の対象外となります。
●検索・登録が必要です。
●記録の1年間保存が必要とする書類により次の記録がより詳細に。

令和4年4月1日スタート
●検索可能な経路は情報提供の登録申請に照らされ検索の対象外となります。
●検索・登録が必要です。
●記録の1年間保存が必要とする書類により次の記録がより詳細に。

新たな特殊車両通行制度
特殊車両通行確認制度が始まります！
従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律（令和6年法律第31号）により創設され、令和6年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。
確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、オンラインシステムで自動的に経路を検索し、即時に複数の通行可能経路が示されます。
*道路情報提供の登録申請

車両登録に係る手数料の支払い
車両1台あたり
5,000円（5車検有効）
※1車検有効の登録料

経路の検索
1 登録車両から、車両を選択
2 積載貨物情報を登録
3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点間方向2経路検索
（積載貨物・積載品）を指定し、出発地・目的地を指定して検索します。
B 都道府県検索
都道府県別の検索結果をすべて一括して検索・確認

通行可能な経路を回答（ウェブ上で即時に検索結果）
回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い、
【A、2地点間方向2経路検索の場合】→確認1件あたり**600円**
【B、都道府県検索の場合】→確認1件あたり（1都道府県あたり）**400円**

電子データで「回答書」の交付（1年有効）

通行
●通行時 回答書の経路を通行可（回答書を携帯（印刷または電子データ））
●通行後 ETC2.0を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

国土交通省 JTB 全国トラック協会

大型車通行適正化に向けた特殊車両通行制度

大型車通行に係る法令順守と通行適正化について

令和6年3月4日（月）
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

3. 取組の紹介（ラジオCMによる注意喚起・啓発活動）

NO.⑧⑨ ラジオCM・WEBアンケート調査

- 令和5年度は、放送回数を12回としてラジオCMによる注意喚起及び聴取者対象にWEBによるアンケートを実施しました。

- 放送局：FM 802
- 放送回数：12回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和4年度）

11/4(金)	11/5(土)
6回	6回

- 放送局：FM 802
- 放送回数：12回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和5年度）

大阪府・京都府・兵庫県
が主な聴取エリア

11/10(金)	11/11(土)
9:48	7:42
10:47	8:40
11:29	9:58
12:34	10:58
13:40	11:43
15:20	12:58
6回	6回

※ 聴取率の高い
時間帯に設定

■ ラジオCM原稿 40秒 ⇒12回実施

SE
協議会広報・女性

♪（番組風）
大型車両の通行ルールについてのお知らせです。
荷物の積み過ぎで道路を走行していませんか？

説明者・男性

道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行する場合には、あらかじめ許可が必要となります。

この重量違反車両が、橋や道路を傷める大きな原因になっています。

近畿では、建設からおよそ50年経過した道路や橋が多く、老朽化が進んでいる今、重量違反車両をなくすことが重要です。
皆様のご協力をお願いします。

Na 女性

積み過ぎ禁止！ルールを守って道路を守ろう！！

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からのお知らせでした。

■ 収録状況



■ アンケート調査

ラジオCM聴取者対象にアンケート調査を実施し、798名の多くの回答を頂きました。（R4年度652名）

3. 取組の紹介（「インフラメンテナンス国民会議」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（1/3）

○ 令和5年5月の「インフラメンテナンス国民会議」において、広報活動を実施しました。

■ イベント名：インフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議 （一社）国土政策研究会 関西支部
 インフラメンテナンス国民会議 近畿本部フォーラム 主催

■ 開催場所：花博記念公園鶴見緑地内／ハナミズキホール周辺

■ 実施日時：令和5年5月18日（木） 10:00～17:00
 令和5年5月19日（金） 10:00～17:00

■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	3名



■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。

また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布を配布しました。

啓発用チラシ
 ⇒**300枚配布**

啓発用ノベルティグッズ（ウエットティッシュ・建設車両）
 ⇒**300セット配布**

■ 配布資料

啓発用チラシ



啓発用ノベルティグッズ



3. 取組の紹介（「建設技術展」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（2/3）

○ 令和5年11月の「2023 近畿 建設技術展」において、広報活動を実施しました。

■ イベント名：建設技術展

日刊建設工業新聞社/（一社）近畿建設協会 主催

■ 開催場所：インテックス大阪 6号館 Cゾーン

■ 実施日時：令和5年11月1日（水）9:30～17:00

令和5年11月2日（木）9:30～16:30

■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	3名

■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布を配布しました。

啓発用チラシ
⇒**350枚配布**

啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）
⇒**350セット配布**

■ 配布資料

啓発用チラシ



特車新制度チラシ



啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）



3. 取組の紹介（「トラックの日のトラックフェスタ」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（3/3）

- イベント名：トラックフェスタ2023
（一社）京都府トラック協会 主催
- 開催場所：京都パルスプラザ（大展示場）
- 実施日時：9月18日（祝）10:50～13:35～

■ 連絡協議会の活動内容

- 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施（100部配布）

組織名

（一社）京都府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

- 令和5年度「トラックフェスタ2023」の京都府・兵庫県・大阪府の各会場において、チラシ配布の広報活動を実施しました。

■ 実施状況



- イベント名：トラックフェスタ2023
（一社）兵庫県トラック協会 主催
- 開催場所：三田市総合文化センター「郷の音ホール」
- 実施日時：10月14日（土）11:00～16:00

■ 連絡協議会の活動内容

- 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施（50部配布）

組織名

（一社）兵庫県トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

■ 実施状況



- イベント名：トラックフェスタ2023
（一社）大阪府トラック協会 主催
- 開催場所：堺市 浜寺公園イベント広場
- 実施日時：11月3日（祝）11:00～16:30

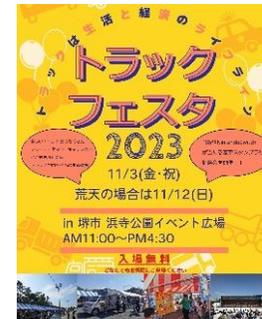
■ 連絡協議会の活動内容

- 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施（100部配布）

組織名

（一社）大阪府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

■ 実施状況



3. 取組の紹介（ポスター・チラシの配布による啓発活動）

NO. ⑪ ポスター・チラシの配布実施状況 訴求先に応じた内容で効果的な取組を実施

- 広報用チラシは、一般の方向け、荷主の方向け、荷主・運送の方向け罰則の3種類及びポスターを新規作成し、7月から配布
- 京阪神圏の37の行政機関・企業団体・関係団体等において、チラシ4万8千枚及びポスター290枚を配布し、大型車の通行適正化に向けた注意喚起を実施
- 令和4年4月1日から開始した特殊車両通行確認制度の普及用チラシも同時に配布

■ 掲出・配布状況

【近畿地方整備局】



■ ポスター・チラシ 設置箇所

- 大阪府・京都府・兵庫県 トラック協会
- 全国クレーン建設業協会 大阪支部・兵庫支部
- 近畿管区警察局・関西経済連合会・近畿運輸局
- 大阪府・京都府・兵庫県 警察本部
- 大阪府・京都府・兵庫県・大阪市・堺市・京都市・神戸市
- 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)
- 近畿地方整備局 港湾空港部・道路部 交通対策課
- 大阪・京都・兵庫 国道事務所
- 大阪府・京都府・兵庫県 建設業協会
- 日本建設業連合会 関西支部
- P C建設業協会 関西支部
- 大阪府・京都府・兵庫県 鉄工建設業協同組合
- 厚生労働省大阪労働局・京都労働局・兵庫労働局

新たに京都労働局及び兵庫労働局のご協力を頂きました。

■ チラシ

分かり易い一般的な内容

荷主企業に特化した注意喚起

罰則に特化した注意喚起

特車新制度活用の紹介内容



一般向けチラシ

荷主向けチラシ

荷主・運送事業者向けチラシ

特車新制度チラシ

一般向けポスター

⇒ 約18,000枚配布

⇒ 約9,000枚配布

⇒ 約6,000枚配布

⇒ 約15,000枚配布

⇒ 約290枚配布

3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.11 ポスターの掲示・チラシの配布 実施状況（1/2）

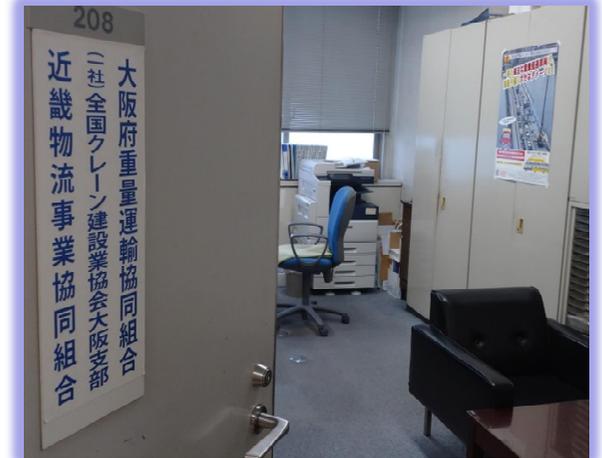
＜ 近畿運輸局 ＞



＜ 兵庫県建設業協会 ＞



＜ クレーン協会大阪支部 ＞



＜ 阪神高速道路 ＞



＜ 西日本高速道路 ＞



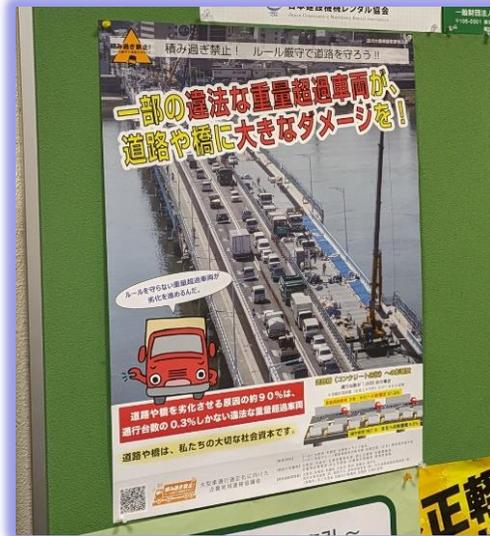
3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑪ ポスターの掲示・チラシの配布 実施状況（2/2）

＜大阪建設業協会＞



＜京都府建設業協会＞



＜京都労働局＞



＜大阪府トラック協会＞



＜兵庫県トラック協会＞



＜近畿地方整備局港湾空港部＞



3. 取組の紹介（連絡協議会ホームページによる情報発信）

NO.12 連絡協議会ホームページによる情報発信

近畿地域連絡協議会 トップページ

3. 取組の紹介（連絡協議会ホームページによる情報発信）

NO.12 連絡協議会ホームページによる情報発信

① アンケートフォーム・啓発動画

国土交通省 近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

HOME > 道路 > その他取組 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

その他取組

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

- 運送事業者様向けアンケート
- クレーン事業者様向けアンケート
- 荷主企業様向けアンケート
- 一般の方向けアンケート

クリック

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
運送事業者様向けアンケート

※動画のご視聴後、アンケートにご回答をお願い致します。

※動画を視聴するには、アンケートにご回答をお願いします。

PCをご利用の方は下記URLからアンケートに回答されます。
<https://forms.gle/Ss5aW1HE8s1YQe8fA>

※どちらでも同じアンケートフォームにつながっております。

国土交通省 近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

総務部・企画部・建設部・河川部・道路部・営繕部
〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
TEL:06-6942-1141 (代表)

② 違反車両の取締り

国土交通省 近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

HOME > 道路 > その他取組 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 違反車両の取締り

その他取組

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
違反車両の取締り

■ 近畿地方整備局管内の各道路管理者の取締り状況

令和4年度 特殊車両取締実績（協議会関係機関）

道路区分	計画台数	違反台数	措置命令台数	指導警告台数
一般道路（以下の府県のみ） ・大阪府内 ・京都府内 ・兵庫県内	306	135	11	124
高速道路（以下の高速道路会社） ・西日本高速道路(関西支社) ・阪神高速道路 ・水州四国連絡高速道路 （但し、上記機関の大井町、京都府、兵庫県のみ）	1,156	226	156	70
合計	1,462	361	167	194

※上記表の違反台数は、協議会関係機関において、取締実績のある結果のみを集計した台数である。
また、上記数値は道路法違反の台数であり、道路交通法違反の台数は含まれない。

■ 特殊車両の通行にかかる重大事故情報

発生日・道路名	事故概要
令和4年10月10日 国道163号	大型トラックが横断歩道を横断する際に、歩行者と衝突し、歩行者が死亡した。
令和4年10月10日 国道163号	大型トラックが横断歩道を横断する際に、歩行者と衝突し、歩行者が死亡した。

■ 国土交通省の行政処分情報

直轄国道において、車両制令違反車両で基地取締り3回目の是正指導（WIM取締りの場合は4回目の是正指導）を受けた場合、会社名等が公表されます。

3. 取組の紹介（合同取締り）

NO.13 合同取締（HP掲載）

○ 令和5年11月15日（水）に京阪神圏12箇所において、10関係機関と協力し一斉合同取締りを実施しました。
 なお、各関係機関の合同取締実施結果速報値は、下記のとおり協議会のホームページ掲載されました。
 また、マスコミ公開場所の枚方車両計量所において、テレビ大阪の取材があり、当日の夕方ニュース放映されました。

一斉取締結果公表資料（協議会HP掲載）

 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
 令和5年11月15日17:00
 資料配布 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

京阪神圏の12箇所ですべて特殊車両の一斉取締を実施しました
 ～ 12箇所合計で違反車両計13台に指導実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において12箇所ですべて特殊車両の取締を実施しました。
 実施結果の速報値として、12箇所合計で51台を計測、うち違反のあった13台について指導を行いましたので、お知らせします。

- 取締日時 : 令和5年11月15日（水） 14時00分～16時00分
- 取締場所 : 大阪府、京都府、兵庫県の2府1県の12箇所ですべて実施
- 取締結果 :

道路管理者	取締場所	計測台数	違反台数 (道路法違反)
国土交通省 近畿地方整備局	一般国道1号 大阪府枚方市	7台	2台
	一般国道1号 京都府八幡市	5台	2台
大阪府	一般国道43号 兵庫県西宮市	4台	3台
	府道2号線 大阪府八尾市	4台	0台
兵庫県	一般国道175号 兵庫県丹波市	4台	0台
	一般国道179号 兵庫県たつの市	3台	2台
大阪府	大阪府道住吉八尾線 大阪府大阪市	4台	1台
神戸市	神戸市道夢野白川線 兵庫県神戸市	7台	1台
西日本高速道路(株)	名神高速道路 大阪府吹田市	1台	0台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線 大阪府守口市	2台	1台
本州四国連絡高速道路(株)	阪神高速5号湾岸線 兵庫県神戸市	4台	1台
	神戸淡路鳴門自動車道 兵庫県神戸市	6台	0台
合計		51台	13台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！』をスローガンに大型車両の通行適正化を推進してまいります。

< 取扱い > _____

< 配布場所 > _____

< 問合せ先 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局
 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課
 交通対策課長 隅田 道男
 道路構造保全官 木村 信雄 TEL: 06-6945-9107 (直通)



運転手説明状況
 (国道1号 京都府八幡市)



計測状況
 (国道1号 京都府八幡市)



運転手説明状況
 (国道1号 大阪府枚方市)



計測状況
 (国道1号 大阪府枚方市)